

ガソリンの容器詰替え販売時における 本人確認等が義務化されました！

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

令和元年7月に発生した京都市伏見区の京都アニメーション爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、**令和2年2月1日**から危険物の規制の一部が改正され、ガソリンの容器詰替え販売において、次のことが義務付けられました。



- 1 購入者に対する本人確認 ※1 ※2
- 2 購入するガソリンの使用目的の確認
- 3 販売に関する記録を作成

※1 本人確認の書類例

運転免許証・マイナンバーカードなど

※2 本人確認は省略できる場合があります。

(1) 既に本人確認済みの場合

(2) 顧客と継続的な取引があり、氏名や住所を把握している場合

(3) ガソリンスタンドや提携する企業が発行する会員証・組合員カードなど、あらかじめ本人確認が行われており、顧客を特定することができる書類が提示されている場合



リーフレット・関係資料

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を確保するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認** (運転免許証の提示など)
② **使用目的の確認** を行うとともに、
販売記録を作成することが義務付けられています。

本人確認をさせていただきます。使用の目的はなんですか？

ガソリンを取り扱うときの注意事項

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

[ガソリンを購入される皆様](#)



ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

消防法で ① **顧客の本人確認**
② **使用目的の確認**
③ **販売記録の作成** を行うことが義務づけられています。

本人確認をさせていただきます。使用の目的はなんですか？

※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。(緊急時は110番)

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

消防庁 警察庁

[ガソリンスタンド事業者の皆様](#)



[ガソリンの取扱いに関する通知等 \(消防庁ホームページ\)](#)